

各居宅サービス事業所 管理者 殿

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課

新型コロナウイルス感染症に対応するための基本報酬に係る特例的な評価等について

日頃より、高齢者福祉の推進に御協力いただきありがとうございます。

令和3年度介護報酬改定に伴い、新型コロナウイルス感染症に対応するための基本報酬に係る特例的な評価等が設けられました。

本特例に関する留意点等を以下のとおりまとめましたので、御確認の程よろしくお願ひ申し上げます。

記

1 新型コロナウイルス感染症に対応するための基本報酬に係る特例的な評価について

新型コロナウイルス感染症に対応するため、特例的な評価として、全てのサービスについて、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%の上乗せを行うこととされました。

また、当該上乗せ分の請求を行わない場合、国保連合会の審査において返戻（エラー）となりますので、この点につき御留意いただいた上で御対応いただきますようお願いいたします。

介護給付費明細書等の記載例については「WAMNET（独立行政法人福祉医療機構ホームページ）」、当該上乗せ分に関する端数処理については「令和3年度介護報酬改定等について（東京都福祉保健局ホームページ）」内の東京都Q&Aにそれぞれ掲載していますので御確認ください。

2 ADL維持等加算算定に係る届出のスケジュールについて （指定通所介護事業所のみ御確認ください。）

令和3年度介護報酬改定に伴い新設されたADL維持等加算（Ⅰ）・（Ⅱ）の算定に係る届出等のスケジュールに関して、令和3年3月26日付東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課事務連絡「令和3年度介護報酬改定に係るお知らせ（通知）」によりお知らせしたところですが、以下のとおり整理し、再度お知らせしますので、御留意いただきますようお願いいたします。

算定開始月	評価対象期間	届出時期
令和3年4月	令和2年1月～12月 又は 令和2年4月～令和3年3月 のいずれか	令和3年4月12日まで
令和3年5月 ～令和4年3月	算定開始月の前年同月から12月間	算定開始月の前月15日まで
<u>令和4年4月以降</u>	<u>算定開始月の前年同月から12月間</u>	<u>算定開始月の前年同月15日まで</u> <u>（例：令和4年4月から算定を開始する場合、</u> <u>令和3年4月15日までに届出）</u>

※ 届出は、加算様式6-1の「ADL維持等加算〔申出〕の有無」を「2あり」、「LIFEへの登録」を「2あり」として御提出ください。

（担当）東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者担当  
TEL：03-5320-4593